

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会

第 3 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 6 月 1 5 日（火）午前 1 0 時から
場 所：粉河ふるさとセンタ - 2 階 視聴覚室

那賀 5 町合併協議会

会 議 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

1．新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

5 その他

6 次回開催日程等について

7月 日 時 粉河ふるさとセンタ - 2階 視聴覚室

7 閉 会

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	えのもと よしゆき 榎 本 喜 之	打 田 町
副委員長	まつうら たけし 松 浦 猛	貴志川町
委 員	なん き かずこ 南 木 和 子	打 田 町
	すぎはら いさお 杉 原 勲	粉 河 町
	やなぎもと ますよ 柳 本 益 代	
	くろ だ しちろう 黒 田 七 郎	那 賀 町
	かり や もとのり 仮 屋 肇 昇	
	やまおか としふみ 山 岡 年 文	桃 山 町
	つ だ よしか 津 田 愛 珂	
	たけむら ひろあき 竹 村 広 明	貴志川町

1 . 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

(1) 次のいずれの制度を適用するか選択する。

地方自治法及び公職選挙法の原則（設置選挙）を適用する。

合併特例法の議会議員の定数特例制度を適用する。
定数特例適用定数

合併特例法の議会議員の在任特例制度を適用する。
在任期間

(2) 議員定数 （新市の条例で定める議員定数）

(3) 選挙区を設けるか否か。

選挙区を設ける場合

選挙区数

選挙区毎の定数

議会議員の選挙区について

	選挙区なし	選挙区あり
一般的にいわれる効果	○全体から議員となる人を選ぶ ○広い視野に立って判断してもらえる ○地域社会及び議会の活性化が図られる ○地区意識がなくなる	○住民の声が届きやすい ○選挙区内の地区について積極的になる
懸念される事項	○住民の声が届きにくい ○旧町以外の議員となる人の人物像が見えにくい	○選挙区以外の地区について消極的になる ○1票の格差という問題が生ずる ○無投票の可能性が強くなり市民1人1人の選ぶ権利が保障できなくなる

【市町村議会の議員の選挙区（公職選挙法逐条解説より抜粋）】

指定都市以外の市町村の議会の議員の選挙については、原則としては、選挙区を設けなくて、その区域の全部を一の区域として選挙を行うのであるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。「特に必要があるとき」とは、例えば町村合併等のための地域が広大である等のことが考えられるが、その他各市町村の実情に応じて判断すべきものである。

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会スケジュール

協 議 会		小 委 員 会		備考
開 催 日	案 件	開 催 日	案 件	
H16. 3. 30	第 1 回合併協議会 議会議員の定数及び任期検討小委員会設置を承認	H16. 4 . 9	第 1 回小委員会 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 検討事項の確認・協議	
H16. 4. 22	第 2 回合併協議会 ・ 第 1 回小委員会の委員長報告			
H16. 5. 28	第 3 回合併協議会 ・ 第 2 回小委員会の委員長報告	H16. 5. 18	第 2 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 今後のスケジュール ・ 設置選挙、定数特例、在任特例の選択の協議	
		H16. 6. 15	第 3 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 設置選挙、定数特例、在任特例の内 1 つを決定 ・ 議員定数の協議 ・ 選挙区を設けるか否かの協議	
H16. 6. 24	第 4 回合併協議会 ・ 第 3 回小委員会の委員長報告	H16.7.中旬	第 4 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 議員定数の決定 ・ 選挙区を設けるか否かの決定 ・ 選挙区数とその定数の協議	
H16. 7. 29	第 5 回合併協議会 ・ 第 4 回小委員会の委員長報告 ・ 状況中間報告			
H.16 .8.26	第 6 回合併協議会 ・ 第 5 回小委員会の委員長報告 新市の議会議員の定数及び任期の確定	H16.8.中旬	第 5 回小委員会 ・ 検討事項の協議 ・ 選挙区数とその定数の決定	
			新市の議会議員の定数及び任期の確定	